

シンポジウム

◆ DXを活用した新しいまちづくり:国家戦略特区とスーパーシティ構想 ◆

【講演者】 落合 孝文 氏

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士



【略歴】

2004年慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業

2005年同大学院理工学研究科中退

2006年森・濱田松本法律事務所 アソシエイト。弁護士登録(第二東京弁護士会)

2015年渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 オブカウンセラー

2016年一般社団法人 Fintech 協会 分科会事務局長

2017年渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー

2018年内閣府政策参与(地方創生推進事務局・国家戦略特区担当)、同革新的事業活動評価委員会委員、厚生労働省情報通信機器を用いた診療に関するガイドライン作成検討委員会構成員

2019年内閣府規制改革推進会議成長戦略 WG 及び投資等 WG 専門委員、経済産業省 Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会委員、国土交通省 MaaS 関連データ検討会委員、一般社団法人 Fintech 協会理事

2020年経済産業省デジタル市場による問題解決と次世代取引基盤に関する検討会委員、東京都ウェルネス分野におけるデータ活用研究会委員

2021年内閣府国家戦略特区 WG 委員、内閣府規制改革推進会議経済活性化 WG 専門委員、総務省情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会 事故報告・検証制度等タスクフォース構成員

【講演要旨】

デジタル技術を活用した都市設計の動きが、国際的に急速に進展しています。令和2年5月27日に成立した国家戦略特別区域法の一部を改正する法律では、国家戦略特区制度を活用しつつ住民、自治体、事業者が協力し、日本型スーパーシティを実現しようとするための法的基盤が整備されました。令和3年にはスーパーシティとしての区域指定を受けるべく31の自治体が応募を行い、現在は自治体の内容を踏まえた区域指定に向けたプロセスが進んでいます。

本講では国家戦略特区の制度やスーパーシティに関する規制改革等に関する議論を紹介の上で、医療、交通、防災、エネルギー等複数の分野でのデータ連携基盤の構築や、官民でのデジタル技術を利用したサービス提供の持続的提供、個人情報の扱いやコミュニケーションの変容といった社会的受容性などを検討し、パネルディスカッションでのまちづくりと知的財産に係る議論の話題提供を行います。